出席停止について_

星美学園短期大学

出席停止扱いに相当する下記の感染症にかかった場合「病気治癒証明書」を教務・学生支援課に 必ず提出してください。(未提出・未証明の学生の登校は認めません。)

「学校保健安全法施行規則第18条」-学校において予防すべき感染症の種類-

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群(サーズ)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(5N1)
第二種	インフルエンザ(5N1を除く)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、 風疹、水疱(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

〇その他の感染症

出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス)、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、 伝染性紅斑 (りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症

医 師 殿

お手数ですが、通学可能となりましたら、下記に記入と印をお願い申し上げます。



病気治癒証明書

星美学園短期大学 学長 殿

	学	科・専攻 学	·籍番号	学生氏名	i		
病名				-			
出席停止期間 月 日() ~ 月 日()							
					.		
上記の病名は、	<u>1.</u>	治癒により	2. 加療中	ではあるが	感染の心配はないため、		
通学可能であること証明します。							
平成 年	F	B	医療機関	【 名			
			医師	名	卸		